

登録に関する規定

熊本県小学生バレーボール連盟加盟団体登録規定を以下のように定める。

第 1 条 (チームの加盟)

- 1) 本連盟の加盟団体は、この規定の定めるところにより、その団体および構成員が、公益財団法人日本バレーボール協会に登録された団体(以下登録団体という)でなければならない。
- 2) 加盟登録しようとする団体は、JVA メンバー制度にチーム登録(男子・女子・混合の部)をすること。
- 3) 加盟登録しようとする団体は各郡市バレーボール協会を通して県協会へ登録すること。
- 4) 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第 2 条 (チーム代表者)

チームの代表者は、JVA に個人登録された選手(以下 JVA メンバーという)がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

ただし、加入を希望した選手に対して拒否することができる。

(選手の加入によってチームが不利益を被る恐れがある場合)

第 3 条 (JVA メンバー (選手カテゴリー)) 登録構成員の資格は、以下の通りとする。

- 1) 小学生 熊本県内の国・公立小学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12才未満の者。隣接した県外の選手を登録させるには、双方の各理事長の承認を得ること。

- 2) JVA に個人登録を済ませた者であること。
- 3) 登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。

第4条 (JVA 個人登録)

- 1) JVA メンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録費を支払った日から、その効力を発生するものとする。

第5条 (移籍)

- 1) 登録団体（チーム代表者）は、JVA メンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。
- 2) 移籍をした者は年度中に元所属したチームへ戻ることはできない。

第6条 (競技会への参加)

- 1) 本連盟が主催または主管する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。
- 2) 他チームからの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チームの構成員として承認されても、試合に出場することはできない。
- 3) 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においても、登録選手数が12名に満たないチームの場合、競技会へ参加することができる。
- 4) 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。

第7条 (ベンチ役員)

日本小学生連盟主催全国大会予選及び本大会への参加において、ベンチ役員のうち、1名以上は日体スポーツ協会公認コーチ（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）、または全国小学生バレーボール指導者講習会受講証明書を所持し、試合中は首から提げていなければならない。

※但し、全国（九州）大会へ繋がらない大会においては、資格は必要ない。

ベンチ役員は、年度初めに宣誓書に署名・捺印を行うこと。また、チームのベンチ役員はJVAメンバーに登録しなければならない。

第 8 条（懲罰）

登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツパーソン精神に反すると本小連が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第 9 条 大会参加並びに出場については、本規定のほか大会参加要項を併用して適用する。

第 10 条 登録団体の関係者及び登録された構成員は、公益財団法人日本バレーボール協会の「チーム加盟及び個人登録規程」と「競技者及び役員倫理規程（日小連コンプライアンス規程・熊本県小連倫理規定）」を守らなければならない。

付 則 本規程は令和元年5月12日より適用する。

令和2年7月19日 一部改訂